

平成27年度からの介護保険法の主な改正点をお知らせします

平成26年6月、社会保障・税一体改革の実現に向けた「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が公布され、平成27年度からの介護保険制度が改正されました。

今回は、費用負担などに関する主な改正点をお知らせします。 【担当課】 介護保険課 ☎5654 - 8246

4月からの改正点

低所得者の保険料の負担軽減を図りました

今までの保険料負担の仕組みに加え、区が独自に費用を投入することで、第1所得段階の保険料の負担軽減を図りました。

介護保険料決定通知書などは、平成27年度の区民税決定後の6月中旬ごろに、発送します。

特別養護老人ホームへの入所は原則要介護3以上となりました

特別養護老人ホームへの入所は、必要性が高い方が入所しやすくなるよう、原則要介護3以上の方になりました。

要介護1または2の方は、認知症で日常生活に支障を来す症状が頻繁に見られるなど、一定の要件に該当すると認められる場合のみ申し込みができます。

平成27年3月31日以前から入所している方で、要介護1以上に認定される方は、引き続き入所できます。

職員出前講座で 介護保険のことを学んでみませんか

介護保険制度の仕組みや保険料、サービスの内容などについて、分かりやすく説明します。

【担当課】 介護保険課管理係 ☎5654 - 8246

介護保険は住みなれた地域で安心して暮らし続けるために、みんなで支えあう制度です。

8月からの改正点

一定以上の所得のある利用者の自己負担が変わります

所得により介護サービスの自己負担割合が、1割または2割になります。介護保険の要支援・要介護認定を受けている方には、負担割合を表示した介護保険負担割合証を、7月以降に送付します。

介護保険施設利用者の居住費・食費への補助を受ける要件が変わります

介護保険施設への入所やショートステイを利用する際の居住費・食費については、申請によって利用者負担が軽減される「利用限度額」制度があります。この制度の対象となるのは、世帯全員が住民税非課税の方などですが、8月からは一定以上の預貯金などのある方は対象外になります。

高額介護サービス費の利用者負担額が変わります

同じ月に利用した介護サービス利用負担額の合計が、定められた金額(利用限度額)を超えたときは、超えた分を高額介護サービス費として支給します。世帯またはご本人の収入により、利用限度額が異なります。8月からは、医療保険制度における現役並み所得者相当の方の利用者負担額の上限が引き上げられます。

高額医療合算介護サービス費の利用者負担額が変わります

1年を通じて、同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が限度額を超えたときは、超えた分を支給します(計算期間は毎年8月1日から翌年7月31日まで)。平成27年8月の計算期間分から一部上限が引き上げられます(70歳未満の方がいる世帯が対象)。

葛飾ブランド「葛飾町工場物語」に認定する工業製品(技術)を募集します

葛飾の町工場の「すごい」技術や、独自の技法によって生み出された「素晴らしい」製品を葛飾ブランド「葛飾町工場物語」に認定し、誕生までのエピソードなどを交えてストーリー豊かに紹介します。認定製品は見本市への出展、ホームページでの宣伝など、積極的にPRします。

認定企業から、「企業同士で交流が深まり、PRの場も増えて販路拡大に役立った」との声が寄せられています。

【認定数】 5製品程度

【対象】

次の条件を満たす優れた製品・部品など(「部品など」には、製品価値を高める加工も含む)

- ▷区内で製造している
- ▷認定時に製造販売・受注が可能
- ▷十分な安全性

【認定基準】

- ▷製品・部品などの信頼性・物語性
- ▷優れた技術力
- ▷ブランド事業発展のための協力性

【申込方法】

所定の申請書を6月19日(金)までに持参か郵送。

申請書は「葛飾町工場物語」ホームページから取り出せます。

<http://www.tokyo-cci.or.jp/katsushika/machikoba/>

【申請書配布・申請】

〒125-0062 青戸7-2-1

テクノプラザかつしか内商工振興課

または東京商工会議所葛飾支部

【担当課】 商工振興課 ☎3838-5587



認定製品や技術をマンガで紹介します

こんなときは 国保の届け出が必要です

【担当課】 国保年金課(区役所3階315番) ☎5654 - 8210

加入や、やめる事由が発生した日から14日以内に必ず届け出をしてください。届け出が遅れると、加入する事由が発生した月までさかのぼって保険料の納付が必要になり、未加入の期間の医療費給付が受けられない場合があります。

国保に入るとき・やめるとき		届け出に必要な物
国保への加入が必要になったとき	葛飾区に転入してきて、引き続き国保に加入するとき	必要な物はありません。転入の届け出の際に、加入を申し出てください。 ※外国籍の方が加入する場合は、原則、在留期間が3カ月を超えていて、葛飾区に住民登録のあることが必要です。在留カードなどとパスポートをお持ちください。 ※外国籍の方で、在留資格が「特定活動」の方は、「指定書」をお持ちください。
	職場の健康保険をやめた、職場の健康保険の扶養家族でなくなったとき	職場の健康保険をやめた日付を証明できる物(資格喪失証明書・退職証明書・離職票など)、扶養でなくなった日付を証明できる物(被扶養者資格喪失証明書など)
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
	国保加入者に子どもが生まれたとき	必要な物はありません。出生の届け出の際に、加入を申し出てください。
国保をやめるとき	葛飾区外に転出するとき	葛飾区の国民健康保険証
	職場の健康保険に加入した、職場の健康保険の扶養家族になったとき	葛飾区の国民健康保険証・職場の健康保険証
	生活保護を受けるようになったとき	葛飾区の国民健康保険証・生活保護開始決定通知書
死亡したとき	亡くなった方(世帯主が亡くなった場合は世帯員全員)の葛飾区の国民健康保険証	

国民健康保険に加入するとき、世帯主が葛飾区の国民健康保険以外の保険に入っている場合は、その健康保険の種類と扶養に入れられない理由をお尋ねします。

国民健康保険証は簡易書留郵便で送ります。即日交付を希望する方は、運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カードなどの本人確認資料をお持ちください(運転免許証などをお持ちでない方は電話でご相談ください)。本人確認資料は原則として写しをとらせていただきます。

高齢受給者証をお持ちの方(70歳以上75歳未満の方)は、高齢受給者証も併せてお持ちください。